

ダイワ・US-REIT・オープン（毎月決算型） Aコース（為替ヘッジあり）

第263期分配金は30円（1万口当たり、税引前）

2026年6月18日

平素は、『ダイワ・US-REIT・オープン（毎月決算型） Aコース（為替ヘッジあり）』をご愛顧賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当ファンドは2026年6月17日に第263期の決算を迎えました。当期の収益分配金につきまして、前期までの40円を改め30円（1万口当たり、税引前。以下同じ。）といたしましたのでお知らせいたします。

次ページ以降、分配金引下げの背景や分配対象額（分配金の支払いに充てることができる金額）の足元の環境などについて説明しておりますので、ご一読いただければ幸いです。

引き続きお引き立て賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

<収益分配方針>

- ①分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等とします。
- ②原則として、安定した分配を継続的に行なうことを目標に分配金額を決定します。

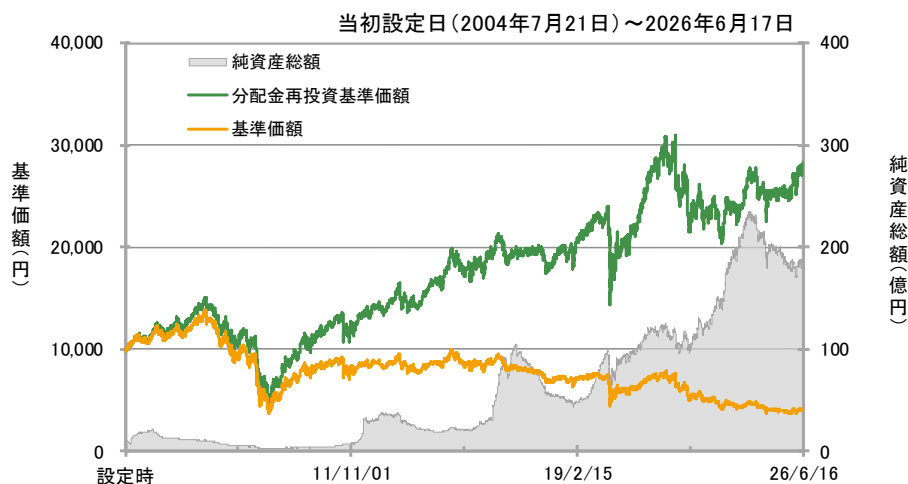
※分配金は、決算の都度、収益分配方針に基づいて委託会社（大和アセットマネジメント）が決定しますので、将来の分配金について、あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。今後の市場環境や運用状況によっては、分配金が変更されるあるいは分配金が支払われない場合もあります。

■ 基準価額・純資産・分配の推移（2026年6月17日現在）

基準価額	4,012円
純資産総額	184億円

《分配の推移》（1万口当たり、税引前）

決算期	（年/月/日）	分配金
第1～258期	合計:	13,530円
第259期	(26/2/17)	40円
第260期	(26/3/17)	40円
第261期	(26/4/17)	40円
第262期	(26/5/18)	40円
第263期	(26/6/17)	30円
分配金合計額	設定来:	13,720円
	直近5期:	190円



※「分配金再投資基準価額」は、分配金（税引前）を分配時にファンドへ再投資したものとみなして計算しています。

※基準価額の計算において、運用管理費用（信託報酬）は控除しています（後述のファンドの費用をご覧ください）。

※分配金は、決算の都度、収益分配方針に基づいて委託会社（大和アセットマネジメント）が決定しますので、将来の分配金について、あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。今後の市場環境や運用状況によっては、分配金の変更あるいは分配金が支払われない場合もあります。

※実際のファンドでは、課税条件によって投資者ごとの騰落率は異なります。また、換金時の費用・税金等は考慮していません。

※過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。

大和アセットマネジメント

Daiwa Asset Management

Q1 なぜ、分配金を見直したのですか？

信託財産の中長期的な成長をめざしながら、今後も安定した分配を継続的に行うためには、現在の配当等収益および基準価額の水準などを考慮すると分配金の見直しが必要との判断に至り、今回分配金の見直しを実施いたしました。

弊社では、ファンドの収益分配方針、配当等収益や分配対象額の状況、基準価額の水準、市場環境等を総合的に勘案して分配金額を決定しています。

当ファンドの受け取る配当等収益は低い水準で推移しています。分配額の内、期中の配当等収益を超える部分は、過去の蓄積等から充当してまいりました。（配当等収益の状況はQ2をご覧ください。）

また、当ファンドにおいては分配金が基準価額に与える影響が大きく、基準価額が低い水準で推移する要因の一つになっています。（基準価額に与える影響はQ3をご覧ください。）

このような状況を踏まえ、当ファンドの分配方針である「安定した分配を継続的に行うこと」を目標にしながら、信託財産の中長期的な成長をめざすため、今期から分配金を見直すことといたしました。

なお、今回分配金を見直したことによる差額は、ファンドの純資産に留保されることとなります。保留される分だけ、基準価額の上昇を抑える要因のうち分配金による影響が小さくなることが期待されます。（Q3をご覧ください。）

Q2 配当等収益と分配対象額の状況について教えてください。

期中に得られる配当等収益は、第263期決算（26/6/17）では15円（1万口当たり、経費控除後、以下同じ）、分配対象額は1,196円となっています。

下記の表にあるとおり、期中の配当等収益を超える額は、過去の蓄積等からお支払いしている状況が続いています。

■ 配当等収益（1万口当たり、経費控除後）および分配対象額（1万口当たり、分配金支払い後）の状況

■ 配当等収益（1万口当たり、経費控除後）および分配対象額（1万口当たり、分配金支払い後）の状況

決算期 決算日	第252期 (25/7/17)	第253期 (25/8/18)	第254期 (25/9/17)	第255期 (25/10/17)	第256期 (25/11/17)	第257期 (25/12/17)
配当等収益(経費控除後)	10 円	0 円	15 円	8 円	0 円	11 円
分配金	40 円	40 円	40 円	40 円	40 円	40 円
分配対象額(分配金支払い後)	1,536 円	1,496 円	1,471 円	1,439 円	1,399 円	1,370 円

決算期 決算日	第258期 (26/1/19)	第259期 (26/2/17)	第260期 (26/3/17)	第261期 (26/4/17)	第262期 (26/5/18)	第263期 (26/6/17)
配当等収益(経費控除後)	13 円	1 円	12 円	14 円	0 円	15 円
分配金	40 円	40 円	40 円	40 円	40 円	30 円
分配対象額(分配金支払い後)	1,344 円	1,305 円	1,277 円	1,251 円	1,211 円	1,196 円

※配当等収益(経費控除後)は、経費(運用管理費用等)が配当等収益にどのくらい按分控除されるかにより変動します。配当等収益への按分率は、有価証券売買等損益の金額によって変動します。つまり、有価証券売買等利益(評価益を含む)が発生していなければ、経費(運用管理費用等)はすべて配当等収益から差し引かれます。なお、控除しきれない金額が生じた場合、有価証券売買等損益に計上されます。

※円未満は四捨五入しています。

※分配金は、1万口当たり、税引前のものです。

期中に得られる配当等収益の水準は、表のように分配金を下回って推移しており、支払われた分配金と配当等収益の差額は当期の収益もしくは過去の蓄積等から充当しています。

Q3 基準価額に対する分配金の影響について教えてください。

分配金はファンドの純資産から払い出されるため、分配金額分、基準価額を押し下げることになります。

■ 変動要因でみる分配金の影響度合い

基準価額の騰落について2025年5月30日以降、月末毎に月次で比較したのが下の表です。この騰落率を要因別にみると、組入リートが上昇した時期でも分配金の支払いが相殺してしまい、基準価額が下落または上昇幅（率）を抑えてしまっています。基準価額に対する分配金の影響が大きくなっていることがわかります。

＜基準価額の変動要因分解（2025年5月30日～2026年5月29日）＞

	基準価額	月次変化額				
		(変化率)	リート要因	為替要因	運用管理 費用要因等	分配金要因
2025/05/30	4,095 円	-	-	-	-	-
2025/06/30	4,016 円	-79 円 (-1.9%)	-19 円 (-0.5%)	-14 円 (-0.4%)	-6 円 (-0.1%)	-40 円 (-1.0%)
2025/07/31	4,008 円	-8 円 (-0.2%)	49 円 (1.2%)	-11 円 (-0.3%)	-6 円 (-0.2%)	-40 円 (-1.0%)
2025/08/29	3,986 円	-22 円 (-0.5%)	34 円 (0.8%)	-11 円 (-0.3%)	-4 円 (-0.1%)	-40 円 (-1.0%)
2025/09/30	3,955 円	-31 円 (-0.8%)	28 円 (0.7%)	-13 円 (-0.3%)	-6 円 (-0.2%)	-40 円 (-1.0%)
2025/10/31	3,862 円	-93 円 (-2.4%)	-35 円 (-0.9%)	-12 円 (-0.3%)	-5 円 (-0.1%)	-40 円 (-1.0%)
2025/11/28	3,888 円	26 円 (0.7%)	81 円 (2.1%)	-10 円 (-0.3%)	-5 円 (-0.1%)	-40 円 (-1.0%)
2025/12/30	3,764 円	-124 円 (-3.2%)	-69 円 (-1.8%)	-9 円 (-0.2%)	-6 円 (-0.2%)	-40 円 (-1.0%)
2026/01/30	3,767 円	3 円 (0.1%)	61 円 (1.6%)	-13 円 (-0.3%)	-5 円 (-0.1%)	-40 円 (-1.1%)
2026/02/27	4,010 円	243 円 (6.5%)	299 円 (7.9%)	-11 円 (-0.3%)	-5 円 (-0.1%)	-40 円 (-1.1%)
2026/03/31	3,675 円	-335 円 (-8.4%)	-279 円 (-6.9%)	-10 円 (-0.3%)	-6 円 (-0.2%)	-40 円 (-1.0%)
2026/04/30	3,943 円	268 円 (7.3%)	322 円 (8.8%)	-9 円 (-0.2%)	-5 円 (-0.1%)	-40 円 (-1.1%)
2026/05/29	3,994 円	51 円 (1.3%)	105 円 (2.7%)	-8 円 (-0.2%)	-6 円 (-0.1%)	-40 円 (-1.0%)

※「表示桁未満の四捨五入等の関係で数値の合計が変化の数値と合わないことがあります。

※「基準価額の変動要因分解」は、基準価額の変動要因の傾向を把握するために大和アセットマネジメントが日々のデータを基に簡便法により算出した概算値であり、実際の基準価額の変動を正確に説明するものではありません。なお、運用管理費用要因等には、運用管理費用のほか、設定・解約の影響等その他の要因が含まれます。

※上記データは過去の実績を示したものであり、将来の運用成果を示唆・保証するものではありません。

以上のように、当ファンドの足元の状況においては、分配金の支払いが基準価額に与える影響が大きくなっており、基準価額が低位で推移する要因となっております。したがって、当ファンドから定期的に取り崩される分配金を減額することにより、この状況が改善することが期待されます。

Q4 今後の運用に期待できないから分配金を見直したのですか？

分配金の引下げは、今後の運用実績と関係するものではありません。

分配金の見直し自体は、今後の運用実績と関係するものではありません。今回の分配金見直しは、今後の運用に期待できないと考えた結果ではなく、信託財産の中長期的な成長をめざしながら今後も安定した分配を継続して行うために、現在の配当等収益および基準価額の水準や推移等を勘案した結果、実施したものです。

なお、運用成績は今までの分配実績と基準価額の動き両方をみた、トータルリターン（総収益率）で確認する必要があります。

Q5 30円分配はいつまで続けられる見通しですか？

分配金は、収益分配方針に基づいて決定します。将来の分配金について、あらかじめ一定の額の分配をお約束することはできませんが、今後ある程度の期間にわたって分配を継続できるよう考慮して決定いたしました。

当ファンドは「安定した分配を継続的に行うことを目標に分配金額を決定する」と分配方針で定めています。これに従って、今後ある程度の期間にわたって安定した分配を継続しながら信託財産の中長期的な成長をめざすことができるよう考慮し、分配金を見直しました。

ただし、将来の分配金について、あらかじめ一定の額をお約束するものではありません。今後の市場環境や運用状況によっては、現在の分配金の水準を維持できない、あるいは分配金が支払われない場合もあります。特に分配対象額の減少、中でも配当等収益の低下、基準価額の下落などは分配金の見直し要因となります。

Q6 分配金を事前に知ることはできないのですか？

決算日（毎月17日、休業日の場合は翌営業日）の夕方から夜にかけての公表まで、分配金をご確認いただくことはできません。

分配金は事前に決定しているものではなく、ファンドの決算日（毎月17日、休業日の場合は翌営業日）に、ファンドの収益分配方針、配当等収益の水準、基準価額の水準、市場環境等を勘案して委託会社（大和アセットマネジメント）が決定します。したがって、事前にお知らせすることはできません。

なお、委託会社のホームページ（<https://www.daiwa-am.co.jp/>）において、夕方から夜にかけて基準価額とともに分配金を公表しますので、そちらをご参照ください。

Q7 最近の運用状況と今後の見通し・運用方針について教えてください。

2022年の利上げ開始以降、足元では中東情勢の悪化による原油価格の上昇も長期金利の高止まり要因となっており、米国リートの上値抑制要因となっています。一方で、2026年初来のパフォーマンスは、バリュエーションの割安感や、AIによって代替されにくい実物資産としての特性が評価され、米国株式市場を上回って堅調に推移しています。

ファンダメンタルズ面では、建設コストの上昇や高金利環境を背景に新規供給が抑制されている一方、大手上場リートが保有している高品質な物件ポートフォリオへの需要は安定しており、物件需給は一段とひっ迫しています。これを背景に、2026年1-3月期のリート各社の決算は、前期に続いて堅調な内容となっています。中長期的にも、需給ひっ迫は稼働率および賃料上昇の下支えとなり、2026年以降のキャッシュフロー成長の加速につながることを想定しています。

運用においては、成長性やバリュエーションなどの観点から魅力的なセクター・銘柄に注目していく方針です。人口動態や人々の消費パターン、AI技術の進歩によって社会が変化する中、銘柄間・用途間でのパフォーマンス格差は拡大する可能性が高いとみています。個別要因を見極めた機動的な運用を通じて、超過リターンの獲得を目指します。

足元では、通信や簡易住宅などにおいて、高いキャッシュフロー成長が見込めると考え、相対的に強気にみています。通信は、通信量の増加を背景にテナントである通信キャリアの投資拡大による賃料収入増加や、5G（第5世代移動通信システム）ネットワークの拡充を見込んでいます。簡易住宅は、供給面における構造的な住宅不足に加え、住宅価格の上昇や高い住宅ローン金利による住宅所有コストの上昇が賃貸需要を下支えしています。そのほか、景気敏感なセクターについては、相対的なバリュエーションに割安感があり、底堅い需要が見込める銘柄を選別して組み入れていく方針です。足元では、沿岸部の都市を中心としたオフィスの需給環境改善に注目しています。

収益分配金に関する留意事項

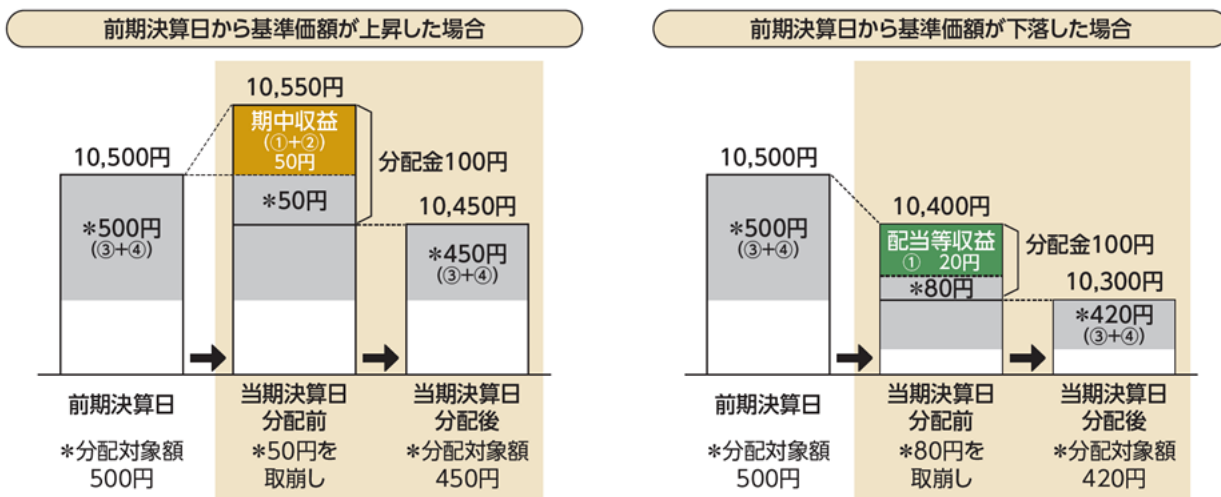
分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

投資信託で分配金が支払われるイメージ



分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合



(注) 分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご留意下さい。

投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合

投資者の購入価額 (当初個別元本)	普通分配金
	元本払戻金 (特別分配金)
	分配金支払後 基準価額 個別元本

分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合

投資者の購入価額 (当初個別元本)	元本払戻金 (特別分配金)
	分配金支払後 基準価額 個別元本

普通分配金…………… 個別元本(投資者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金(特別分配金)…………… 個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。

※元本払戻金(特別分配金)は実質的に元本の一部払戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。

また、元本払戻金(特別分配金)部分は非課税扱いとなります。

ファンドの目的・特色

ファンドの目的

- ・米国のリート（不動産投資信託）に投資し、配当利回りを重視した運用により信託財産の成長をめざします。

ファンドの特色

- ・米国のリートに投資します。
- ・リートの運用は、コーベン&ステアーズ・キャピタル・マネジメント・インクが行ないます。
- ・毎月 17 日（休業日の場合翌営業日）に決算を行ない、収益分配方針に基づいて収益の分配を行ないます。

投資リスク

- 当ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、**投資元本が保証されているものではなく、これを割込むことがあります。信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資者に帰属します。投資信託は預貯金とは異なります。**基準価額の主な変動要因は、以下のとおりです。

リートの価格変動 （価格変動リスク・信用リスク）	リートの価格は、不動産市況の変動、リートの収益や財務内容の変動、リートに関する法制度の変更等の影響を受けます。組入リートの市場価格が下落した場合、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。
為替変動リスク	外貨建資産については、資産自体の価格変動のほか、当該外貨の円に対する為替レートの変動の影響を受けます。組入外貨建資産について、当該外貨の為替レートが円高方向に進んだ場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。ダイワ・US－REIT・オープン（毎月決算型） A コース（為替ヘッジあり）は、為替ヘッジを行ないませんが、影響をすべて排除できるわけではありません。また、為替ヘッジを行なう際、日本円の金利が組入資産の通貨の金利より低いときには、金利差相当分がコストとなり、需給要因等によっては、さらにコストが拡大することもあります。
カントリー・リスク	投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または取引に対して新たな規制が設けられた場合には、基準価額が予想外に下落したり、方針に沿った運用が困難となることがあります。
その他	解約資金を手当てするため組入証券を売却する際、市場規模や市場動向によっては市場実勢を押下げ、当初期待される価格で売却できないこともあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。

※基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

その他の留意点

- 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第 37 条の 6 の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
 - 当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。
- これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付けが中止となる可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性があります。

ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用

	料 率 等	費 用 の 内 容
購入時手数料	販売会社が別に定める率 (上限) 3.3%(税抜3.0%)	購入時の商品説明または商品情報の提供、投資情報の提供、取引執行等の対価です。
信託財産留保額	ありません。	—

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

	料 率 等	費 用 の 内 容														
運用管理費用 (信託報酬)	年率1.672% (税抜1.52%)	運用管理費用の総額は、日々の信託財産の純資産総額に対して左記の率を乗じて得た額とします。運用管理費用は、毎日計上され日々の基準価額に反映されます。														
委託会社	配分については、 下記参照	ファンドの運用と調査、受託会社への運用指図、基準価額の計算、目論見書・運用報告書の作成等の対価です。														
販売会社		運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価です。														
受託会社		運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価です。														
	<table><tr><th>〈運用管理費用の配分〉 (税抜) (注1)</th><th>委託会社</th><th>販売会社 (各販売会社の 取扱純資産総額 に応じて)</th><th>受託会社</th></tr><tr><td>500億円以下の部分</td><td rowspan="4">信託報酬の 総額から 販売会社および 受託会社への 配分を除いた額</td><td>年率0.71%</td><td rowspan="4">年率0.10%</td></tr><tr><td>500億円超 1,000億円以下の部分</td><td>年率0.75%</td></tr><tr><td>1,000億円超 2,000億円以下の部分</td><td>年率0.80%</td></tr><tr><td>2,000億円超の部分</td><td>年率0.85%</td></tr></table>	〈運用管理費用の配分〉 (税抜) (注1)	委託会社	販売会社 (各販売会社の 取扱純資産総額 に応じて)	受託会社	500億円以下の部分	信託報酬の 総額から 販売会社および 受託会社への 配分を除いた額	年率0.71%	年率0.10%	500億円超 1,000億円以下の部分	年率0.75%	1,000億円超 2,000億円以下の部分	年率0.80%	2,000億円超の部分	年率0.85%	
〈運用管理費用の配分〉 (税抜) (注1)	委託会社	販売会社 (各販売会社の 取扱純資産総額 に応じて)	受託会社													
500億円以下の部分	信託報酬の 総額から 販売会社および 受託会社への 配分を除いた額	年率0.71%	年率0.10%													
500億円超 1,000億円以下の部分		年率0.75%														
1,000億円超 2,000億円以下の部分		年率0.80%														
2,000億円超の部分		年率0.85%														
その他の費用・ 手数料	(注2)	監査報酬、有価証券売買時の売買委託手数料、資産を外国で保管する場合の費用等を信託財産でご負担いただきます。														

(注1)「運用管理費用の配分」には、別途消費税率を乗じた額がかかります。

(注2)「その他の費用・手数料」については、運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を示すことができません。

※購入時手数料について、くわしくは販売会社にお問合わせ下さい。

※運用管理費用の信託財産からの支払いは、毎計算期末または信託終了時に行なわれます。

※手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。また、上場不動産投資信託は市場価格により取引されており、費用を表示することができません。

お申込みメモ

購入単位	最低単位を 1 円単位または 1 口単位として販売会社が定める単位
購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額（1 万口当たり）
購入代金	販売会社が定める期日までにお支払い下さい。
換金単位	1 口単位
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額（1 万口当たり）
換金代金	原則として換金申込受付日から起算して 5 営業日目からお支払いします。
申込受付中止日	ニューヨーク証券取引所の休業日 （注）申込受付中止日は、販売会社または委託会社にお問合わせ下さい。
申込締切時間	原則として、午後 3 時 30 分まで（販売会社所定の事務手続きが完了したもの） なお、販売会社によっては異なる場合がありますので、くわしくは販売会社にお問合わせ下さい。
換金制限	信託財産の資金管理を円滑に行なうために大口の換金申込には制限があります。
購入・換金申込受付の中止および取消し	金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、購入、換金の申込みの受け付けを中止することがあります。
スイッチング（乗換え）	「Aコース（為替ヘッジあり）」および「Bコース（為替ヘッジなし）」の間でスイッチング（乗換え）を行なうことができます。 ※販売会社によっては「Aコース（為替ヘッジあり）」もしくは「Bコース（為替ヘッジなし）」のどちらか一方のみのお取扱いとなる場合があります。また、販売会社によっては、スイッチング（乗換え）のお取扱いを行わない場合があります。くわしくは販売会社にお問合わせ下さい。
繰上償還	●委託会社は、マザーファンドの信託財産につきコーペン&スティアーズ・キャピタル・マネジメント・インクと締結した運用指図権限の委託にかかる契約が終了した場合には、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了（繰上償還）させます。 ●次のいずれかの場合には、委託会社は、事前に受益者の意向を確認し、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、繰上償還できます。 ・受益権の口数が 10 億口を下ることとなった場合 ・「FTSE NAREIT®エクイティ REIT・インデックス」の公表が停止された場合 ・信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき ・やむを得ない事情が発生したとき
収益分配	年 12 回、収益分配方針に基づいて収益の分配を行ないます。 （注）当ファンドには、「分配金再投資コース」と「分配金支払いコース」があります。なお、お取扱い可能なコースおよびコース名については異なる場合がありますので、販売会社にお問合わせ下さい。
課税関係	課税上は株式投資信託として取扱われます。配当控除、益金不算入制度の適用はありません。 公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に NISA（少額投資非課税制度）の適用対象となります。 当ファンドは、NISA の対象ではありません。 ※税法が改正された場合等には変更される場合があります。

設定・運用:

商号等

加入協会

大和アセットマネジメント

Daiwa Asset Management

大和アセットマネジメント株式会社
金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第352号
一般社団法人資産運用業協会
一般社団法人第二種金融商品取引業協会

Daiwa Asset Management

※詳しくは「投資信託説明書（交付目論見書）」をご覧ください。

ファンドに関するお電話でのお問い合わせ

☎0120-106212

(受付時間：営業日 9：00～17：00)

※お客様のお取引状況・その他口座内容に関するご照会はお取引先の銀行、証券会社等の金融機関にお問い合わせください。

URL <https://www.daiwa-am.co.jp/>

当資料のお取扱いにおけるご注意

- 当資料は、ファンドの状況や関連する情報等をお知らせするために大和アセットマネジメント株式会社が作成したものです。
- 当ファンドのお申込みにあたっては、販売会社よりお渡しする「投資信託説明書（交付目論見書）」の内容を必ずご確認のうえ、ご自身でご判断ください。
- 投資信託は値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は大きく変動します。したがって、投資元本が保証されているものではありません。信託財産に生じた利益および損失はすべて投資者に帰属します。投資信託は預貯金とは異なります。
- 投資信託は預金や保険契約とは異なり、預金保険機構・保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。証券会社以外でご購入いただいた投資信託は投資者保護基金の対象ではありません。
- 当資料は信頼できると考えられる情報源から作成しておりますが、その正確性・完全性を保証するものではありません。運用実績などの記載内容は過去の実績であり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。記載する指数・統計資料等の知的所有権、その他一切の権利はその発行者および許諾者に帰属します。また、税金、手数料等を考慮しておりませんので、投資者の皆さまの実質的な投資成果を示すものではありません。記載内容は資料作成時点のものであり、予告なく変更されることがあります。記載する投資判断は現時点のものであり、将来の市況環境の変動等を保証するものではありません。
- 当資料中で個別企業名が記載されている場合、あくまでも参考のために掲載したものであり、各企業の推奨を目的とするものではありません。また、ファンドに今後組み入れることを、示唆・保証するものではありません。
- 同じ銘柄名が複数表示される場合、同一銘柄名であっても市場や通貨等が異なる場合があります。また、銘柄名称が長い場合、名称の一部が表記されない場合があります。
- 分配金は収益分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。

ダイワ・U S - R E I T ・オープン（毎月決算型）Aコース（為替ヘッジあり）

販売会社名（業態別、50音順） （金融商品取引業者名）		登録番号	加入協会			
			日本証券業協会	一般社団法人 資産運用業協会	一般社団法人 金融先物 取引業協会	一般社団法人 第二種金融商品 取引業協会
株式会社あおぞら銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第8号	○		○	
朝日信用金庫	登録金融機関	関東財務局長(登金)第143号	○			
株式会社イオン銀行 (委託金融商品取引業者 マネックス証券株式会社)	登録金融機関	関東財務局長(登金)第633号	○			
株式会社SBI新生銀行 (委託金融商品取引業者 株式会社SBI証券)	登録金融機関	関東財務局長(登金)第10号	○		○	
株式会社SBI新生銀行 (委託金融商品取引業者 マネックス証券株式会社)	登録金融機関	関東財務局長(登金)第10号	○		○	
株式会社関西西みらい銀行	登録金融機関	近畿財務局長(登金)第7号	○		○	
株式会社北九州銀行	登録金融機関	福岡財務支局長(登金)第117号	○		○	
株式会社きらぼし銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第53号	○		○	
株式会社きらぼし銀行 (委託金融商品取引業者 きらぼしライフデザイン証券株式会社)	登録金融機関	関東財務局長(登金)第53号	○		○	
株式会社きらやか銀行	登録金融機関	東北財務局長(登金)第15号	○			
株式会社埼玉りそな銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第593号	○		○	
株式会社佐賀銀行	登録金融機関	福岡財務支局長(登金)第1号	○		○	
株式会社静岡中央銀行	登録金融機関	東海財務局長(登金)第15号	○			
全国信用協同組合連合会	登録金融機関	関東財務局長(登金)第300号				
株式会社仙台銀行	登録金融機関	東北財務局長(登金)第16号	○			
株式会社但馬銀行	登録金融機関	近畿財務局長(登金)第14号	○			
株式会社千葉銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第39号	○		○	
株式会社富山第一銀行	登録金融機関	北陸財務局長(登金)第7号	○			
株式会社長崎銀行	登録金融機関	福岡財務支局長(登金)第11号	○			
株式会社名古屋銀行	登録金融機関	東海財務局長(登金)第19号	○			
株式会社西日本シティ銀行	登録金融機関	福岡財務支局長(登金)第6号	○		○	
株式会社百十四銀行	登録金融機関	四国財務局長(登金)第5号	○		○	
株式会社福島銀行	登録金融機関	東北財務局長(登金)第18号	○			
株式会社みずほ銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第6号	○		○	○
みずほ信託銀行株式会社	登録金融機関	関東財務局長(登金)第34号	○	○	○	
三井住友信託銀行株式会社	登録金融機関	関東財務局長(登金)第649号	○	○	○	
株式会社もみじ銀行	登録金融機関	中国財務局長(登金)第12号	○		○	
株式会社山形銀行	登録金融機関	東北財務局長(登金)第12号	○			
株式会社山口銀行	登録金融機関	中国財務局長(登金)第6号	○		○	
株式会社UI銀行 (委託金融商品取引業者 きらぼしライフデザイン証券株式会社)(オンライン サービス専用)	登録金融機関	関東財務局長(登金)第673号	○			
株式会社ゆうちょ銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第611号	○			
株式会社りそな銀行	登録金融機関	近畿財務局長(登金)第3号	○	○	○	
株式会社琉球銀行	登録金融機関	沖縄総合事務局長(登金)第2号	○			
あかつき証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第67号	○	○		
岩井コスモ証券株式会社	金融商品取引業者	近畿財務局長(金商)第15号	○	○	○	
株式会社SBI証券	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第44号	○		○	○
岡三証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第53号	○	○	○	○
きらぼしライフデザイン証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第3198号	○			
静岡東海証券株式会社	金融商品取引業者	東海財務局長(金商)第8号	○			

上記の販売会社は今後変更となる場合があります。また、販売会社によって、新規のご購入の取扱いを行っていない場合や、お申込み方法・条件等が異なります。くわしくは、販売会社にお問合わせ下さい。

ダイワ・U S - R E I T ・オープン（毎月決算型）Aコース（為替ヘッジあり）

販売会社名（業態別、50音順） （金融商品取引業者名）		登録番号	加入協会			
			日本証券業協会	一般社団法人 資産運用業協会	一般社団法人 金融先物 取引業協会	一般社団法人 第二種金融商 品取引業協会
立花証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第110号	○		○	
ちばぎん証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第114号	○			
東海東京証券株式会社	金融商品取引業者	東海財務局長(金商)第140号	○	○	○	○
東洋証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第121号	○			○
内藤証券株式会社	金融商品取引業者	近畿財務局長(金商)第24号	○			○
中原証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第126号	○			
西日本シティTT証券株式会社	金融商品取引業者	福岡財務支局長(金商)第75号	○			
浜銀TT証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第1977号	○			
松井証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第164号	○		○	
松阪証券株式会社	金融商品取引業者	東海財務局長(金商)第19号	○			
マネックス証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第165号	○	○	○	○
三菱UFJ eスマート証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第61号	○	○	○	○
水戸証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第181号	○	○		
moomoo証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第3335号	○	○		
楽天証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第195号	○	○	○	○
リテラ・クレア証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第199号	○			

上記の販売会社は今後変更となる場合があります。また、販売会社によって、新規のご購入の取扱いを行っていない場合や、お申込み方法・条件等が異なります。くわしくは、販売会社にお問合わせ下さい。